明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として外務大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）に対して行うもの又はこれらのものから受領するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

三～五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○経済産業省告示第百九十四号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年八月十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　［略］	一　［略］
二　居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同条第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であって次に掲げる者との間で行うもの。	二　居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同条第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であって次に掲げる者との間で行うもの
イ～ニ　［略］	イ～ニ　［略］
ホ　北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関与する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関与する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）並びに北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）	ホ　北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関与する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として外務大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）並びに北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）
ヘ～ワ　［略］	ヘ～ワ　［略］
三　［略］	三　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）